

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました

併せて「薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例」も制定・施行されました

近年、適切な管理が行われていない空家が増加し、防災、衛生、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そこで、①地域住民の生命・身体・財産の保護 ②生活環境の保全 ③空家の活用を促進するため、基本指針や対策を定めた「空家等対策特別措置法」が、本年5月に全面施行されました。

これにより、空家の所有者に適正な管理や処分を促すと同時に、自治体の権限(立入検査・勧告・撤去命令・強制処分など)が法的に位置付けられました。

また、本市は9月30日、この法律に基づき、「薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例」を制定・施行しました。

この中で、空家等対策協議会の設置規定のほか、特定空家等に関して、市民からの情報提供、警察等への協力要請、緊急安全措置を行うことができるなど、本市独自の規定などを盛り込みました。

空家に関するQ&A

Q：空家は何が問題なの？

A：次の3つが大きな問題と考えられています。

- ①防災上の問題(地震や台風などによる倒壊の恐れなど)
- ②防犯上の問題(不審者や動物の住みつき、放火など)
- ③衛生および景観上の問題(ごみや立木竹の放置など)

Q：所有者などにはどのような責務があるの？

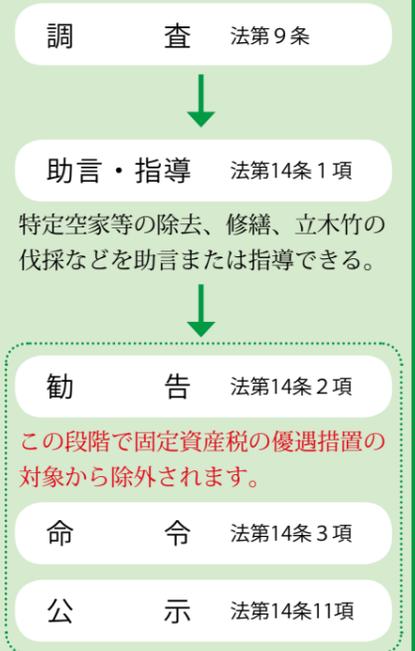
A：所有する空家等が管理不全な状態にならないよう、適正な維持管理に努めなければなりません。もし、建物の倒壊や建築部材の飛散、落下などにより近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、その所有者などは、損害賠償など管理責任を問われることもあります。

Q：空家等対策特別措置法で何をしますの？

①自治体が、施行目的の範囲内で、固定資産税の課税情報を利用し、空家等の所有者を特定できるようにしました。これにより、所在不明の所有者を特定する手がかりを得ることができま

②自治体から特定空家等に指定された

特定空家等に対する措置



助言・指導しても、空家等の状況が改善されない場合、周辺環境の整備を図るために、必要な措置をとるよう勧告を、さらに、勧告に係る措置をとらなかった場合、命令ができる。また、命令をした場合、その内容を公示します。

代執行 法第14条9項

相当の猶予期間や弁明の機会を設けても命令に従わない場合は、行政代執行(強制撤去)に踏み切ることができる。

空家等

建築物またはこれに附属する工作物であつて、常日頃から居住その他に使用がなされていないもの(おおむね1年間)、およびその敷地(立木、その他の看板など土地に定着する物を含む)

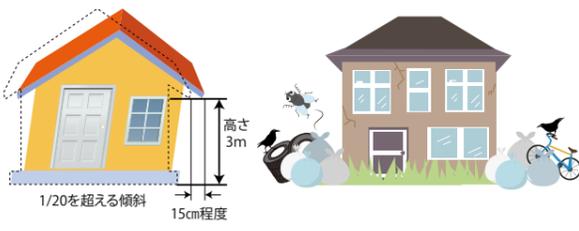
地方自治体が特定空家等に指定

特定空家等

- 空家等のうち、次のような状態に該当するもの
- ①倒壊など、保安上著しく危険となるおそれのある状態
 - ②衛生上、著しく有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態

判断の目安

- ①倒壊などの著しく危険な状態
- ②著しく不衛生な状態
- ③著しく景観を損なう状態
- ④放置することが不適切な状態



【問合せ】本庁防災安全課
危機管理グループ
☎(23)5111
(内線4931)

条例に規定した内容

Q：「市民からの情報提供」とは？

A：管理不全な状態にある空家等を発見した場合、市に情報を提供するように努めてください。

Q：市から「警察等への協力要請」とは？

A：空家等に起因する問題が、犯罪・火災の誘発、その他緊急を要すると判断された場合は、警察等に協力を求めることができます。

Q：「緊急安全措置」とは、どのようなものですか？

A：空家等の倒壊などにより、人の生

命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するためのものです。空家等の屋根や外壁などの落下・飛散により、市民に危害を及ぼす恐れがある場合、シートで覆う、防護ネットを設置するなど想定しています。

Q：では実際に、本市ではどのような取り組みをするの？

A：特定空家等の発生を未然に防ぐとともに、空家等の適正な管理および活用を推進するための空家等対策計画を策定し、必要に応じた施策を講じていきます。現在、空家対策の事業として、次のようなものがあります。

○各事業の詳細などについては、本市ホームページまたは、各問合せ先まで



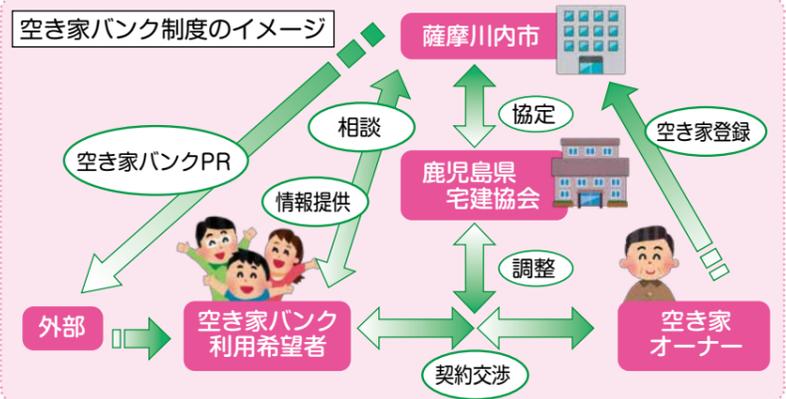
○危険廃屋等解体撤去促進事業

適切な管理が行われていない危険廃屋などの解体撤去に対し、補助金を交付します。

【問合せ】建築住宅課建築指導グループ(内線3643)

○空家改修支援事業

自己の直接利用または、他者の間接利用を目的に、所有者などから空家を借り受け、空家を改修する個人



や地区コミュニティ協議会などに対し、補助金を交付します。

【問合せ】企画政策課企画総務グループ(内線4821)

○空き家バンク制度

市内にある空き家の賃貸、売買などを希望する所有者の登録情報を、本市ホームページなどで公開し、空き家の利用を希望する転入予定の方に対し、情報提供を行う制度です。